

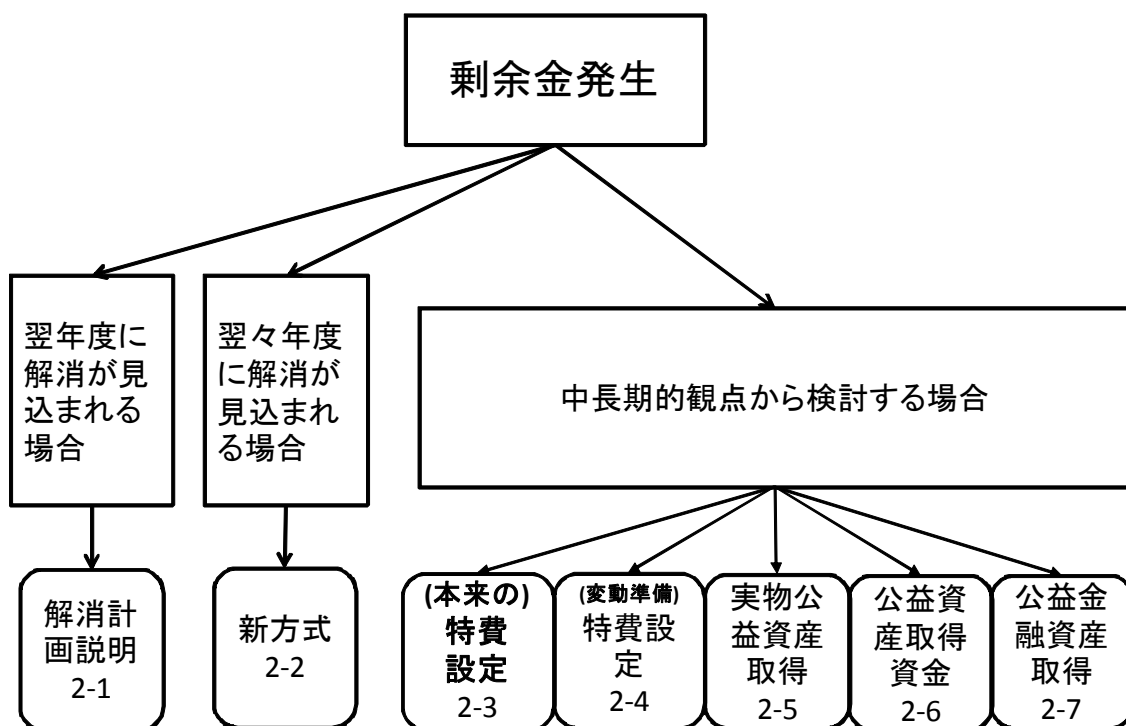
第4回 第2段階で黒字が出た場合 (翌年度又は翌々年度に解消が見込まれる場合)

前回で第1段階の対応策は終わりましたが、今回と次回は第2段階で黒字が出た場合の対応策です。

なお、第2段階で収支相償が問題になるのは収益事業等の利益の50%ちょうどうを繰り入れる場合に生じ得るのであり、50%を超えて繰り入れる場合は、必ず収支は0以下となりますから、対応策は必要ありません。

まず、次の図をご覧ください

収支相償剰余金対応策(第2段階)



【説明】

2-1 「翌事業年度の解消計画を説明する」

(G5 (4) ①後段、同②個別事情斟酌、FAQV-2-⑤, ⑥)

翌事業年度において事業の拡大や対価の引き下げなどにより剰余金と同程度の損失が生ずる見込みがある場合、またはそのような対応措置を講じなくても翌事業年度において必ず同程度の損失が生ずる見込みがある場合に、それらについて合理的に説明することにより対応することができます。すなわち、翌事

業年度において解消が実現可能であることが客観的に理解できる程度に、剰余金の解消計画の内容を具体的に記載することが求められます。

2-2 「翌々事業年度に解消が見込まれる場合の対応策」

(FAQV-2-⑥)

この対応策は、今回追加された新方式です。

翌事業年度において適切な使用ができないことについて合理的な事由（たとえば、平年度の公益目的事業規模に比して多額の剰余金が生じたような場合を指し、黒字構造が恒常的な場合は除かれます）があれば、次のような手続きを取ることにより、対応することができます。

①剰余金が出た事業年度（0年度）末に係る定期提出書類別表A（1）の第2段階における剰余金の扱い」欄に、翌事業年度（1年度）において解消することができないことについて特別の事情や合理的な理由を示し、翌々事業年度（2年度）に解消する計画立案のための検討スケジュールを具体的に示す。たとえば、2年度中に解消する計画を「来年〇月の理事会に提出する事業計画及び予算書に反映させ承認を得る」などのスケジュール等を示すこととなります。したがって、この段階では具体的な解消計画まで示す必要はありません。

②2年度開始前に係る定期提出書類の提出時に添付する事業計画や予算書において、解消計画を具体的に記載します。

③2年度の事業報告において剰余金が解消計画に従って解消されたか否かその状況を説明する。

なお、以上のようにして2年度において解消される剰余金は、流動資産として保持する場合でも、貸借対照表上は特定資産として表示することにより、遊休財産控除対象財産となります。

また、1年度においても0年度に引き続き剰余金が発生することが見込まれる場合は、2年度分の剰余金を合算して事業計画等を作成します。一方、1年度は赤字決算となる場合、これを控除してなお剰余金が残る場合のみ、その金額について、事業計画等を作成することとなります。